

答 申 第 190 号

令和 7 年 1 月 23 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 6 年 11 月 13 日 付け 諮問 第 73 号 で 諮問 の あつ た 下 記 の 公 文 書 に 係 る 標 記 の こ と に つ い て、別紙のとおり答申します。

記

実施機関における特定の所属と審査請求人とのやり取りの全ての文書や記録

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（第 2 の 5 を除き、以下「実施機関」という。）が公文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和 5 年 11 月 1 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、3 件の公文書の公開請求（以下「本件各公開請求」という。）を行った。

2 対象公文書

本件各公開請求の対象公文書は、請求時点までの実施機関における特定の 3 つの部署と審査請求人とのやり取りの全ての文書や記録である。

3 実施機関の決定

令和 5 年 11 月 15 日、実施機関は、本件各公開請求に対し、それぞれ公文書非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和 5 年 11 月 24 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和 6 年 11 月 13 日、実施機関（兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事）は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件各審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件各審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

- 1 本件各審査請求の趣旨
本件各処分を取り消し、本件各公開請求に係る対象公文書の開示を求める。
- 2 本件各審査請求の理由
兵庫県県民情報センターの女性職員による国民の権利の暴害のため

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件各処分の理由は、以下のとおり要約される。

- 1 本件各処分の理由
実施機関は、本件各公開請求の対象公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、本件各処分を行った。
- 2 審査請求人の主張に対する反論
審査請求人の本件各審査請求の趣旨と本件各審査請求の理由との関係が不明であるが、実施機関は、条例の規定に基づき適正に本件処分を行っており、対象公文書の存否を明らかにしないで非公開とした本件各処分に何ら違法又は不当な点はないから、審査請求人の主張には理由がない。
また、審査請求人が本件各審査請求の理由とする「兵庫県県民情報センターの女性職員による国民の権利の暴害のため」という主張について、兵庫県県民情報センターにおける審査請求人への対応状況を確認したところ、同センターの職員の審査請求人への対応において、本件各処分について取消事由になり得る事実は認められない。
- 3 結論
以上のとおり、実施機関の行った本件各処分は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、本件各審査請求について、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件各公開請求について
本件各公開請求は、請求時点までの実施機関における特定の3つの部署と審査請求人とのやり取りの全ての文書や記録の公開を求めるものであり、実施機関は、

その存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否する本件各処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件各処分の取消しを求めているが、実施機関は本件各処分を妥当としていることから、以下、本件各公開請求の対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件各公開請求対象文書の存否応答拒否の妥当性について

本件各公開請求は、審査請求人である特定の個人が実施機関の特定の3つの部署とやり取りを行ったことを記録した全ての文書を対象公文書として公開を求めらるるものであるため、本件各公開請求の対象公文書の存否を答えることは、審査請求人である特定の個人が実施機関の特定の部署とやり取りを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

条例の定める公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、審査請求人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。

したがって、本件各公開請求の対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件各公開請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人が本件各審査請求の理由とする「兵庫県県民情報センターの女性職員による国民の権利の暴害のため」という主張について、兵庫県県民情報センターにおける審査請求人への対応状況を審議会においても確認したところ、同センターの職員の審査請求人への対応において、本件各処分について取消事由になり得る事実は認められない。

また、審査請求人のその他の主張は、審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年11月13日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年12月26日 第2部会（第122回）	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年1月23日 第2部会（第124回）	・ 審議 ・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 手 塚 昌 美

委 員 木 村 倫太郎

委 員 三 上 喜美男